

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月28日
【会社名】	株式会社ドン・キホーテ
【英訳名】	Don Quijote Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 安田 隆夫
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
【電話番号】	03-5725-7532（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高橋 光夫
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
【電話番号】	03-5725-7532（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 高橋 光夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

当社は、平成25年10月28日、平成25年12月2日付け（予定）で会社分割の方法により持株会社体制へ移行することを目的として、当社の100%子会社である株式会社ドン・キホーテ分割準備会社（以下「承継会社」といいます。）に当社の事業を承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行うため、同社と吸収分割契約を締結する旨の取締役会決議を行いましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）本会社分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年10月28日現在）

商号	株式会社ドン・キホーテ分割準備会社
本店の所在地	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 安田 隆夫
資本金の額	100百万円
純資産の額	100百万円
総資産の額	100百万円
事業の内容	総合ディスカウントストア事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

承継会社については、平成25年8月14日に設立した会社であり、最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度がありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ドン・キホーテ	100%

当社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	承継会社は当社の100%子会社であります。
人的関係	当社代表取締役が承継会社の代表取締役に就任しております。
取引関係	該当事項はありません。

### （2）本会社分割の目的

当社グループを取り巻く経営環境は、政策効果などを背景とした国内株式市場の持ち直しといった明るい兆しが見えつつあるものの、平成26年以降に予定されている消費税増税による可処分所得減少の不安などから個人消費は弱含んで推移し、景気自体も緩やかな回復に留まっております。企業間競争も引き続き激化の一途をたどっており、依然として厳しい状況が続いております。

そのような厳しい経営環境の中、当社は、変化対応力を最大限に発揮し、基幹業態である総合ディスカウントストア業態の「ドン・キホーテ」のさらなる魅力向上に努めるとともに、平成17年頃から小売業をメインに事業会社の子会社化及び不振店舗の再生を実施しており、株式会社長崎屋（GMS）やドイト株式会社（ホームセンター）など、当社独自のオペレーションやノウハウを注入することで利益を創出する企業へと生まれ変わらせることに成功しております。その結果、平成25年6月期には24期連続となる増収営業増益を達成し、連結売上高5,000億円を超える、国内小売業においても有数の規模を誇る企業集団へと成長を遂げることができました。

このような状況下で、当社は、さらなる成長のために、各事業会社の権限及び責任体制の明確化を図るとともに、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、純粋持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

当社は、純粋持株会社体制への移行後、引き続き上場会社であり続けるとともに、グループ全体の企業原理である「顧客最優先主義」に基づいた柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、引き続きグループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

(3) 本会社分割の方法、本会社分割に係る割当ての内容、その他の本会社分割に係る吸収分割契約の内容

本会社分割の方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割方式にて行います。

本会社分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	平成25年10月28日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	平成25年10月28日
吸収分割契約締結	平成25年10月28日
吸収分割契約承認臨時株主総会（当社）	平成25年11月29日（予定）
吸収分割効力発生日（予定）	平成25年12月2日（予定）

本会社分割は略式分割であるため、承継会社において株主総会決議は行われません。

本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に係る株式の割当てその他の対価の交付はありません。

その他の本会社分割に係る吸収分割契約の内容

当社と承継会社が平成25年10月28日に締結した吸収分割契約の内容は、後記のとおりであります。

(4) 本会社分割に係る割当ての内容の算定根拠

本会社分割に係る株式の割当てその他の対価の交付はありません。

(5) 本会社分割後の承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ドン・キホーテ (平成25年12月2日付けで、現在の「株式会社ドン・キホーテ分割準備会社」から「株式会社ドン・キホーテ」に商号変更予定)
本店の所在地	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 安田 隆夫
資本金の額	100百万円
純資産の額	59,502百万円
総資産の額	117,548百万円
事業の内容	総合ディスカウントストア事業

(6) 吸収分割契約書

吸収分割契約書の内容は次のとおりです。

吸収分割契約書

株式会社ドン・キホーテ（以下、「甲」という。）と株式会社ドン・キホーテ分割準備会社（以下、「乙」という。）とは、本契約第2条に定める甲の本件事業を乙が承継する吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（分割当事会社の商号及び住所）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、下記のとおりであることを確認する。

記

(1) 甲：吸収分割会社

商号 株式会社ドン・キホーテ（平成25年12月2日付けで「株式会社ドンキホーテホールディングス」に商号変更予定。）

住所 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号 株式会社ドン・キホーテ分割準備会社（平成25年12月2日付けで「株式会社ドン・キホーテ」に商号変更予定。）

住所 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が第6条に定める効力発生日の前日の経過時（以下、第6条における場合を除き単に「効力発生日」という。）に営む一切の事業（ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除く。以下、「本件事業」という。）に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条（乙が本吸収分割により承継する権利義務等）

乙が甲から承継する権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載にしたがい、承継対象権利義務に含まれるものとする。

- 2 甲から乙への債務の承継は、すべて併存的（重疊的）債務引受けの方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。
- 3 甲及び乙は、承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位又は同契約に基づく権利義務（以下、「契約上の地位等」と総称する。）を本吸収分割により乙に承継させることが当該各契約に定める甲の義務と抵触し、かつ、当該義務の免除について当該各契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該各契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合、当該契約上の地位等を承継対象権利義務から除外する。
- 4 承継対象権利義務のうち資産及び負債については、甲の平成25年6月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味して確定する。

第4条（本吸収分割の対価）

乙は本吸収分割に際し、甲に対して、株式・金銭その他の財産の交付を行わない。

第5条（分割承認株主総会）

甲は、次条に定める効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、平成25年12月2日とする。ただし、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上で、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本吸収分割後においても、本件事業について、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

第8条（本吸収分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から本吸収分割の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲の株主総会の承認が得られなかったとき、法令に定める関係官庁等の承認が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本吸収分割の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを決する。

本契約締結の証として本書を1通作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写しを保管する。

平成25年10月28日

甲：東京都目黒区青葉台二丁目19番10号  
株式会社ドン・キホーテ  
代表取締役社長 安田 隆夫

乙：東京都目黒区青葉台二丁目19番10号  
株式会社ドン・キホーテ分割準備会社  
代表取締役社長 安田 隆夫

別紙

## 承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、本吸収分割の効力発生日において甲に属する次に記載する権利義務とする。

### 1. 資産

#### (1) 流動資産

現預金の一切（ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業部門並びにグループ運営に関する事業部門（以下、「グループ運営等に関する事業部門」と総称する。）が管理する現預金を除く。）

売掛金、商品及び製品、前払費用その他の流動資産のうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（ただし、本別紙4.「その他の権利義務」(1)の定めにより甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するもの、並びに、有価証券及び受取配当金に関するものを除く。）

#### (2) 固定資産

構築物の一切（ただし、グループ運営等に関する事業部門が管理するものを除く。）

工具、器具及び備品並びに車両運搬具の一切（ただし、グループ運営等に関する事業部門が管理するものを除く。）

ソフトウェアのうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（ただし、本別紙4.「その他の権利義務」(1)の定めにより甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するものを除く。）

長期貸付金、長期前払費用、敷金及び保証金その他の投資のうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（ただし、本別紙4.「その他の権利義務」(1)の定めにより甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するもの、及びグループ運営等に関する事業部門が管理するものを除く。）

#### (3) その他

本件事業にかかるその他一切の資産（ただし、グループ運営等に関する事業部門が管理するものを除くものとし、本別紙において別段の定めがなされているものについてはその定めに従うものとする。）

### 2. 債務

#### (1) 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、預り金その他の流動負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（ただし、本別紙4.「その他の権利義務」(1)の定めにより甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するもの、借入金及び社債を除く。）

#### (2) 固定負債

固定負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（ただし、本別紙4.「その他の権利義務」(1)の定めにより甲から乙に承継されない契約上の地位及びそれに付随する権利義務に関するもの並びに役員退職慰労金に関するもの、長期借入金及び社債・転換社債に関するものを除く。）

### 3. 雇用契約

本吸収分割の効力発生日において甲に在籍している従業員（ただし、グループ運営等に関する事業部門に在籍する者を除く。）との契約の一切

### 4. その他の権利義務

#### (1) 本吸収分割の効力発生日において甲が締結している一切の契約にかかる契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務（ただし、次に掲げる契約に関するものを除く。）

資金調達に関する契約（銀行取引約定書、当座貸越約定書、金銭消費貸借契約証書、消費寄託基本契約書、社債ないし甲の株式に関する契約を含み、資産の流動化に関する契約（本契約締結後にその信用補完に関して締結された契約を除く。）を除く。）

関係会社に対する貸付に関する契約、従業員に対する長期貸付金に関する契約及びグループ運営等に関する事業部門が管理する貸付に関する契約並びに関係会社の信用補完に関して締結された契約

金融派生商品に関する契約（外国為替予約等に関するものを除く。）

株式取得、株式譲渡、合併、会社分割、事業譲受、事業譲渡、出資、会社設立、合併、清算、その他資本提携に関する契約

グループ運営等に関する事業部門が管理するブランドロイヤルティ契約、ライセンス契約、技術援助契約、その他の知的財産権及びノウハウに関する契約

グループ運営等に関する事業部門が管理するITに関する契約のうち甲に対して甲が出資している会社に対するサブライセンス権が付与されている契約

グループ運営等に関する事業部門が管理する事業提携、共同開発、業務委託及び各種取決めに関する契約

グループ運営等に関する事業部門が管理する関係会社との間で締結された契約

グループ運営等に関する事業部門が管理する弁護士、監査法人、金融機関、コンサルタント会社、税理士法人、税理士、司法書士等との間で締結された契約

グループ運営等に関する事業部門が管理する器具備品及び車両運搬具に関する契約

グループ運営等に関する事業部門が管理する役員派遣に関する契約

その他上記の契約に関連する一切の契約（覚書、合意書等名称の如何を問わない。）

- (2) 甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（ただし、グループ運営等に関する事業部門が管理するものを除く。）

以 上